

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	こども家庭センター

契約業者名・住所	社会福祉法人 晴香 理事長 松丸明雄・松戸市根木内145番地
工事等の名称	令和8年度松戸市こどもショートステイ事業等業務委託（利用者負担額減免分）
工事等の場所	松戸市根木内145番地 児童家庭支援センター オリーブ
種 別	子育て施設等利用支援業務
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	金19,700円（単価の合計）
工事等の概要	低所得者世帯の利用時の利用料金の減免分を補てんすることにより、法人の健全な運営を図ることを目的とする事業。
随意契約の理由	<p>本契約は令和8年度松戸市こどもショートステイ事業等業務委託（以下、基本契約とする）に付随する契約である。本契約の目的は生活保護受給世帯や市民税非課税世帯がショートステイ等を利用した際に免除となる自己負担額を事業者に対し補填することで事業者の健全な運営を図ることである。ゆえに基本契約と本契約を別事業者に委託することはその性質によりあり得ない。</p> <p>以上のことから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により現契約相手である社会福祉法人晴香と随意契約する。</p>